

総務省情報通信法学研究会 AI 分科会(令和 4 年度第 2 回) 2022 年 10 月 26 日
三部裕幸先生のご発表へのコメント

一橋大学教授 寺田麻佑
mayu.terada@r.hit-u.ac.jp

・方向性として、リスクを大きく 4 つに分けることに様々なリスクがあり、リスクの切り分け方によっては、日本の産業にも大きな影響を与えうる。

→ 欧州評議会の CAHAI にオブザーバー参加している日本はできる限り日本側の見解を伝え、コミュニケーションすべき（現在進行形で）

・リスクをどのように分けるかという点について、だれがどのように判断をするのか（欧州委員会が各国に任せるとしても、任せる主体はどこになるのか）が問題

→ 各国によって規制の実質が変わってくる可能性は大いにある

→ あらたに AI 審査委員会のようなものを作るのだろうか？

（個人情報保護委員会が AI もカバーする可能性は？）

→ 結局、加盟国ごとの対応を考える必要性が出てくる可能性も

EU は別に完全に一枚岩ではない

・域外適用については、もちろんリスクは大きいですが、EU の規制に対応したバージョンとそうではないものを作って対応することは可能か

・域外適用について、どのくらいの監督をするのか（いわゆるビッグテック以外も対象となるのか）についての具体的な状況は不明 → EU の方向性は政治的でもある

→ 日本も様々な方面からアプローチする必要がある

・ソフトローとハードローの課題

日本の場合、ソフトローがハードローのように機能してきた側面があることをもっとアピールする必要がある（自粛・要請の効果が抜群な点）

この点は理解されにくいかもしれないが、法文化の違い

日本において規制を強化すると行き過ぎる可能性もある

法律を作るとしても、背景にある考え方が全く異なることを EU に説明する必要がある

→ AI の利活用に関する考え方、顔認識システムの許容度などの違い

→ データ化のレベルの違い

以上